

令和 2 年第 2 回岐阜県議会臨時会提出議案の概要（条例その他）

（令和 2 年 5 月 8 日）

（専決処分の承認を求めるもの）

議第 79 号 岐阜県税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

（令和 2 年 3 月 31 日専決）

[担当課：税務課]

地方税法の一部改正に伴い、次のように改正する。

1 県民税

- (1) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、その適用期限を 3 年延長する。
- (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を 3 年延長する。
- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その適用期限を 3 年延長する。

2 事業税

令和 2 年 4 月 1 日から実施される送配電部門の法的分離に伴い、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式を次のとおり見直す。

区 分	税 率		
	改 正 前	改 正 後	
資 本 金 1 億 円 超	〈収入割〉 1%	〈収入割〉 0.75%	〈付加価値割〉 0.37% 〈資本割〉 0.15%
資 本 金 1 億 円 以 下	〈収入割〉 1%	〈収入割〉 0.75%	〈所得割〉 1.85%

3 不動産取得税

次の特例措置の適用期限を延長する。

- (1) 宅地建物取引業者等が売却目的で新築した住宅を、当該宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日について、住宅新築の日から 1 年を経過した日に緩和する特例措置（2 年延長）
- (2) 住宅用地の取得に係る不動産取得税の減額措置について、土地の取得から住宅新築までの経過年数要件を 3 年又は 4 年に緩和する特例措置（2 年延長）
- (3) 地方税法以外の法律による政策の推進を税制面において支援する特例措置（2 年又は 5 年延長）

4 その他所要の規定の整理等を行う。

（令和 2 年 4 月 1 日から施行）

(条例その他)

議第 8 1 号 岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例について

[担当課：財政課]

新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、次のとおり所要の規定の整備を行う。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の推進を目的とした寄附金を原資として、当該感染症の感染拡大防止、医療提供体制の整備等に関する事業に要する資金に充てるため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策基金を設置する。
- 2 岐阜県県有施設整備基金の名称及び目的を次のとおり変更する。

	改正前	改正後
名称	岐阜県県有施設整備基金	岐阜県県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策基金
目的	県有施設の整備資金及び県有施設の整備の財源とした県債の償還に必要な財源に充てるため	県有施設の整備資金及び県有施設の整備の財源とした県債の償還並びに新型コロナウイルス感染症対策に必要な財源に充てるため

(公布の日から施行)

議第 8 2 号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

職員が、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる宿泊施設等において、当該患者等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に、国家公務員に準じて、従事した日 1 日につき 4, 0 0 0 円の範囲内で防疫等作業手当を支給する。

(公布の日から施行)

地方税法の一部改正に伴い、次のように改正する。

※ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法が改正されたことを受けて改正するもの

1 個人県民税

文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する入場料等の払戻請求権（県内に主たる事務所を有する主催者に対するものに限る。）を放棄した場合で、当該放棄が所得税の寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となるときは、当該放棄した金額について、個人県民税の税額控除の対象とする。

2 不動産取得税

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合に一定の税額を減額する特例措置（※）について、新型コロナウイルス感染症の影響により当該耐震改修が遅延した場合等についても、当該特例措置が受けられるよう適用要件を弾力化する（令和 3 年度末入居分までの特例措置）。

※ 耐震基準不適合既存住宅について、その取得の日から 6 月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、入居した場合に、当該住宅が新築された時点において控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する特例措置

3 自動車税

自家用乗用車（軽自動車を除く。）を取得した場合、自動車税環境性能割の税率を 1 % 分軽減する特例措置について、その適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。

4 その他所要の規定の整備を行う。

（2 から 4 までは公布の日から、1 は令和 3 年 1 月 1 日から施行）